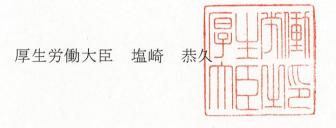
## 雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱



厚生労働省発職雇 0 7 2 1 第 4 号 平 成 2 8 年 7 月 2 1 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

平成二十八年熊本地震に伴う経済上の理由により、 急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の

事業所であって、 当該地震に際し福岡県、 佐賀県、 長崎県、 熊本県、 大分県、 宮崎県又は鹿児島県の区

域内に所在するものにおける休業等に係る雇 用調整助成金  $\overline{\mathcal{O}}$ 支給上限 日数を百 日から三百日に引き上げ

ること。

第二 その他

この 省令は、 公布 の日から施行し、 この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、 平成二十

八年四月十四日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用するこ